

令和8年度 大学の設置者変更一覧

1 大学の設置者変更 1件

令和7年8月

設置者名【旧】 (所在地)	設置者名【新】 (所在地)	設置者変更する学校	附 帯 事 項	備考
学校法人 加計学園 (岡山県岡山市)	学校法人 大城学園 (沖縄県名護市)	千葉科学大学 大学院 薬学研究科 (D) (3) 薬学研究科 (D) (後期) (5) 危機管理学研究科 (D) (後期) (3) 危機管理学研究科 (M) (10) 看護学研究科 (M) (5) 薬学部 薬学科 (100) 危機管理学部 危機管理学科 (120) 保健医療学科 (80) 航空技術危機管理学科 (40) 動物危機管理学科 (60) 看護学部 看護学科 (90) (千葉県銚子市) ※ () 内の数は入学定員	○遠隔地に所在する設置校があることから、監事を支援する組織と監事との連携等により、監事による監査の体制の充実に努めること。【助言事項】 ○独立監査人による監査報告は決算確定後の計算書類に基づき行うこと。(令和5年度決算)【助言事項】 ○前年度に引き続き、財務書類等の備付けが遅延して行われたことから、今後は、特段の事情のない限り、所定の期日までに行うこと。【助言事項】 ○内部監査や教学監査を含む監事監査について、監査計画に監査項目や実施体制等を盛り込んだ上で実施する等、着実な実施と充実に努めること。【遵守事項】 ○長期的かつ安定的な学生の確保に資するため、設置者変更を行う組織に対する社会的なニーズを客観的な根拠に基づき分析するなどして、戦略的な学生募集活動に取り組むとともに、学生確保の実態を踏まえ、法人運営や教育研究等へ与える顕在的・潜在的なリスクの把握、分析を不断に行い、財務計画の見直しや学生確保の取組の改善を機動的に行える態勢を整えること。【遵守事項】 ○理事や評議員構成の強化や法人における研修等を着実に実施し、適切な法人運営体制の構築に努めること。【助言事項】 ○審査の過程において、提出書類の不備が見受けられ、今後設置者変更を行うこと等も踏まえると、一層の体制の強化が必要であると考えられることから、事務処理を適切に行うための事務組織の積極的な見直しを検討すること。【助言事項】 ○関係法令の遵守及びガバナンス機能の強化等、大学等を設置する学校法人として、理事長をはじめとした構成員が果たすべき役割を十分に認識した上で、法人運営を行うこと。【遵守事項】	

2 大学の設置者変更に伴う組織変更 1件

令和7年8月

設置者名【旧】 (所在地)	設置者名【新】 (所在地)	設置者変更する学校	附 帯 事 項	備考
学校法人 広島女学院 (広島県広島市)	学校法人 Y I C学院 (京都府京都市)	広島女学院大学 大学院 言語文化研究科(M)(12) 人間生活学研究科(M)(12) 人文学部 国際英語学科(65) 日本文化学科(40) 人間生活学部 生活デザイン学科(65) 管理栄養学科(70) 児童教育学科(90) (広島県広島市) ※()内の数は入学定員	○遠隔地に所在する設置校があることから、監事を支援する組織と監事との連携等により、監事による監査の体制の充実に努めること。【助言事項】 ○理事長と監事が現在、別法人等で上下関係にあることから、監査の独立性が確保できる環境の整備に努めること。【助言事項】 ○会議の運営に関し、以下の事項について適切に行うこと。【理事会及び評議員会の開催順序(令和6年度決算、令和6年度監事の監査報告)】【遵守事項】 ○未整備の規程について、計画どおりに整備すること。(公益通報に関する規程、教職員任免規程)【遵守事項】 ○理事長が非常勤であり、他の職との兼務が多いため、機動的な意思決定ができる体制の構築に努めること。【助言事項】 ○教学監査を含め、今後の監査に関する計画(監査項目や実施体制等)を作成し、計画どおり着実に実行すること。【遵守事項】 ○財務書類等の公表(ホームページへの掲載)に当たり、財務情報等に関するわかりやすい説明の掲載など、計画を着実に実行し、充実に努めること。【助言事項】 ○長期的かつ安定的な学生の確保に資するため、設置者変更を行う組織に対する社会的なニーズを客観的な根拠に基づき分析するなどして、戦略的な学生募集活動に取り組むとともに、学生確保の実態を踏まえ、法人運営や教育研究等へ与える顕在的・潜在的なリスクの把握、分析を不断に行い、学生確保の取組の改善を機動的に行える態勢を整えること。【遵守事項】	※学校法人Y I C学院の組織変更は文部科学大臣が認可し、学校法人広島女学院の寄附行為変更については広島県知事が認可する。